

南砺市農業委員会第 31 回総会会議録

- 1.招集日時 平成 29 年 1 月 10 日
- 2.開会時刻 平成 29 年 2 月 2 日 午後 2 時 00 分
- 3.閉会時刻 平成 29 年 2 月 2 日 午後 2 時 50 分
- 4.場 所 城端庁舎 3階 会議室
- 5.委員定数 26 名
- 6.出席委員 24 名 (欠席委員 2 名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	齊藤 勇一	出	15	片山 昌作	欠
2	浅野 清治	出	16	藤永 隆夫	出
3	上田 憲仁	出	17	松平 勝	出
4	福田 孝洋	出	18	齊藤 十明	出
5	荒木 健二	出	19	澁谷 均	出
6	前川 十一	出	20	杉本 文代	出
7	梅本 兵造	欠	21	木下 春一	出
8	池田 又次郎	出	22	小橋 昭夫	出
9	石尾 武雄	出	23	中川 寿	出
10	山本 清	出	24	松本 篤治	出
11	山本 敏	出	25	杉森 桂子	出
12	大谷 與一	出	26	百島 和博	出
13	雨野 敬三	出			
14	瀧 由記男	出			

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 129 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 130 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 131 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認
について

議案第 132 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 133 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地判定
について

報告第 47 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による
通知書について

報告第 48 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、只今から、第 31 回南砺市農業委員会 2 月の総会を開催いたします。本日の欠席委員は 7 番梅本委員、25 番片山委員の 2 名が欠席であり、26 名中出席委員 24 名ということで、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、百島会長より挨拶方お願いします。

百島会長 寒い足場の悪い日に、多数お集まりいただきまして誠にありがとうございます。1 月 23 日に富山県農業会議に出席させていただきその席上にて、鍋嶋会長が挨拶された中で、新しく開設されました新ブランド米の試食会で、3 種類のご飯を試食された時の感想を述べられ、非常においしくこれは満足いく米だということをお話されました。そのあとのことは、詳しくお聞きしていませんが、年始めからよいニュースが聞けて、自分自身が喜んでいる次第であります。また、市内では、利賀地域での地すべりが発生し、未だにとまっていない状況で。市の担当者などにも大変な負担がかかっている状態があります。この件につきましては、後ほど状況を簡単に説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいた

議長

します。

会に先立ちまして議事録署名人をご指名させていただきま
す。本日の署名委員は11番の委員、12番の委員の2名の方よ
ろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長

附議議案第129号農地法第3条の規定による許可申請承認
について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第129号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は4件の申請がありました。面積は 田 16,664.00 m²
畑 7,206.00 m² 計 23,870.00 m² です。

受付番号1番です。

受付番号1番としまして、譲り渡し人は、高齢のため農地
の耕作や管理などができなくなったことから、今回、申請地
を農業経営拡大に意欲のある方に譲り渡すものです。

受付番号2番です。

こちらは、所有権者が既に亡くなっており、法定相続人も
いないことから、相続財産管理人より申請ができたものです。
申請地近隣に農地を所有の農業経営拡大に意欲のある方に今
回譲り渡すものです。

受付番号3番です。

こちらにおきましては、農地中間管理事業によるものです。
富山県農林水産公社が保有していた農地を耕作者に譲り渡す
ものです。前所有者から農林水産公社への譲り渡しについて
は、11月4日の委員会で報告済であります。そこで今回、農
業経営拡大に意欲のある方に譲り渡すものです。

受付番号4番です。

こちらにつきましても、受付番号3番同様、農地中間管理
事業によるものです。保有していた農地を耕作者に譲り渡す
ものです。譲り渡しにつきましても、同じく11月4日の委員
会で報告済となっており、農業経営拡大に意欲のある方に譲
り渡すものです。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号に該当しないため、
許可要件に満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありまし

議長 たらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 129 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

(全員拍手)

議長 拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 130 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 130 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は 1 件の申請がありました。面積は、田のみ 155 m² です。

住宅敷地の拡張	田	1 筆	155.00 m ²
計		1 筆	155.00 m ²

受付番号 1 番です。

受付番号 1 番 申請人は申請地を住宅敷地の拡張のため転用するものです。この申請地は申請者の亡き祖父が大工であったため、申請地に昭和 19 年頃、大工仕事の作業所兼納屋を建てたものと思われま。平成 11 年に住宅を新築し、金融機関より融資を受ける際、申請地を担保として提供しました。その時に無断転用であることを知りましたが、資金的に余裕がなかったため経費の負担分を考慮して今に至るまで放置していました。今回、息子が金融機関より融資を受けたことにより、平成 11 年よりの問題を是正するものです。

農地区分は、公共施設整備済区域ということで 3 種農地と判断され、転用許可基準の原則許可に該当するものと考えられます。

議長 この案件について、何かご質問等ございましたらお願いします。
ます。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 130 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

(全員拍手)

議長 拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 131 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 131 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は、2 件の申請がありました。面積は、田 425.61 m² 畑 62.00 m² 計 487.61 m²です。

住宅敷地	1 件	田	3 筆	425.61 m ²
住宅敷地	1 件	畑	1 筆	62.00 m ²
計	2 件		11 筆	487.61 m ²

受付番号 1 番です。

申請人は、申請地を譲り渡し人から一般住宅として転用するものです。現在、申請人は、市内でアパート住まいをしており、子どもの成長と共にアパートでは手狭になってきたため、自己所有の住居を建てたいと思い今回、計画したものです。

農地区分は、公共施設整備済区域ということで 3 種農地と判断され、許可基準の原則許可に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

受付番号 2 番は、申請人は申請地を住宅敷地として転用するものです。申請人は、千葉県出身者で 1 年前、東京で「と

事務局

「やま暮らしセミナー」に参加し、先輩移住者の体験談をきっかけに、五箇山での生活に魅せられ体験ハウスに使っていた空き家を仮住まいにして物件を探していました。現在、その仮住まいとしている住居は、譲り渡し人の数年前に亡くなった父の空き家であります。腰を据えて住める家に出会え、冬を経験し、生活に慣れるまでは賃貸とし、いずれは購入を検討していく予定であります。譲り渡し人は、亡くなった父の不動産の整理や管理をいつかしたいと考えていた時、今年の夏に国の地積調査が行われました。その際には、調査のための周辺には、杭を打ち、物件を台帳で確認しますと、車庫になっていたところは畑地とわかりました。しかし、既に車を所有し、利用しておりますが、夏の間など一時的に車を家の前に駐車したりしていましたが、冬の機関ともなると、積雪がかなり多く車の管理が大変困難な思いをいたしました。そこで、令和 6 年に家の前方の畑地に車庫を建築したことで駐車スペースを気にすることなく駐車できるとのことで、大変満足していたようです。しかしながら、先代の自己所有なので、所有者が自由に建物を建築するといった考えを失くすためにも、今回、改めて土地の是正をするものです。

農地区分は低生産性小集団農地ということで、2 種農地と判断され、転用許可基準の代替可能性なしに該当するものと思われる。

議長

何か他にご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 131 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

(拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

次の審議に移ります。

議案第 132 号農用地利用集積計画（案）の決定について議

議長 題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 132 号について議案書をもとに内容説明=

事務局

今回は設定が 91 件、202 筆の申請がありました。面積は、田のみ 352,849.00 m² です。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

議長 何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 132 号農用地利用集積計画(案)の決定に対し、意見決定について賛成の方は拍手をお願いします。

(拍手)

議長 拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案番号第 133 号荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地判定について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 133 号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局

今回は 1 件で、1 筆 面積は、畑のみ 56.00 m² です

荒廃農地の調査結果でございますが復元不能ということで調査の詳細は雑種地で農地の目的は、富山県発注の砂防総合交付金急傾斜地崩壊対策事業の降下所に一致しており、事業用地としての土地の一部を取得する予定であります。しかし当該地は公図困難地であり、所有境界や配置、地目等が登記簿と一致しておらず県が取得するに際して、事前に登記簿の修正が必要となっておりますので、農地判定をお願いいたします。

議長 この議案に関しまして、地区農業委員の方から補足説明お願いいたします。

委員 私の方で現地を確認してまいりました。かなり急傾斜地の中に小さな農地が若干ありました。しかしこの写真にもありますように、一時的に集落では農地として利用することもありましたが、大きな切り株などがあつたりして農地として長らく利用されていなかったことは確かであり、上下ともかなりの急斜面であります。ここに農地判定として挙げられておりますように雑種地としての扱い方が妥当なのかと思われま

議長 何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 133 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地判定について賛成の方は拍手を願います。

(拍手)

議長 拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして次の議題へ進みます。

議長 報告事項に入ります。

報告第 47 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について議題とします。事務局より説明を求めます。

＝報告第 47 号についての議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は、17 件の届出がありました。面積は、田のみで 21,171.00 m² です。

受付番号 1 番から 6 番につきましては、中間管理機構を通して利用権設定することによる解約です。

受付番号 7 番につきましては、議案第 129 号農地法第 3 条の受付番号 1 番に関するものです。

事務局 受付番号 8 番につきましては、議案第 129 号農地法第 3 条の受付番号 2 番に関するものです。
受付番号 9 番から受付番号 16 番につきましては。南砺市へ売買されたことによるものです。
受付番号 17 番につきましては、一度解約し、新たに利用権を設定するものです。

議長 これらについて、何かご質問、ご意見などございますか。

委員 8 番の 6 筆についてですが、その内の 2 筆については、議案番号第 129 号農地法第 3 条の 2 番に関するものと説明いただきましたが、残り 4 筆については、今後、利用権設定はされますか。

事務局 今後の予定としまして、利用権設定の話は聞いております。

委員 わかりました。

議長 その他に何かございますか。

(異議なし)

議長 了解いただいたということで、承認いたします。

議長 次の報告事項にうつります。

議長 報告第 48 号農業振興地域整備計画の軽微な変更について議題とします。事務局より説明を求めます。

＝報告第 48 号についての議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 譲受人から願出者に、野菜などを入れたり保存したりする施設の要望があり、乾燥機施設としての軽微な変更を行ったことを報告いたします。農業振興地域の整備に関する法律、施行令は、第 10 条第 1 項第 4 号の規定では、農業用の用途区分の変更で、土地の面積が 1 h a を超えないものは、軽微な変更で処理できることになっておりますので、1 月 13 日の農業振興地域整備計画の軽微な変更公告を行ったことを報告いた

事務局 | します。

委員 | 昨年の農地パトロールで巡回した際に、農業施設として確認してまいりました。そのうえで急遽、手続きをすることにいたしました。よろしくお願ひいたします。

議長 | 他に何かございますか。
ないようでしたら以上で議案、報告事項は終わります。

議長 | 次にその他にはあります。事務局から説明いたします。

事務局 | 冒頭に会長より、南砺市の土砂災害について話をされたので、詳細を説明させていただきます。

議長 | その他何かございますか。

議長 | 何もないようですので、本日はこれで委員会を終了します。
○次回の農業委員会 平成 29 年 3 月 1 日(水) 午後 2 時

議長 | 以上で、南砺市農業委員会第 31 回総会を閉会いたします。
(閉会時刻 午後 2 時 50 分)

議事録が正確であることを証します。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長